

三 監 第 9 8 号  
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

請 求 人 [REDACTED] 様  
請求人代理人 [REDACTED]  
弁護士 [REDACTED] 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 6 年 9 月 2 9 日で収受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による  
住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、こ  
の結果を別添のとおり通知します。



# 住民監査請求監査の結果について

## 第1 請求人の住所・氏名

### 1 請求人

[Redacted]

### 2 請求人代理人

[Redacted]  
弁護士 [Redacted]

## 第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

### 1 請求の理由

平成25年度に各地区で行われた敬老会に対する補助金の支出が違法・不当なものであることから監査請求を行うものである。

補助金の支出が違法・不当な理由については下記のとおりであり、これらを詳述したものが、別添の請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表（以下「別添整理表」という。）に掲げる違法・不当とする主張1から同84である。

- (1) ㊦地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張1から同11まで）
  - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 招待漏れがある。
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (2) ㊦地区区長会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張12から同23まで）
  - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 主催者への支払がある。
- (3) ㊦連合自治会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張24から同37まで）
  - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 招待漏れがある。

- ・ 出席者数の虚偽報告がある。
  - ・ 記念品代の虚偽報告及び私的流用がある。
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (4) ㊦ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 38 から同 52 まで）
- ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 招待漏れがある。
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (5) ㊧ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 53 から同 59 まで）
- ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 招待漏れがある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (6) ㊨ 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 60 から同 66 まで）
- ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (7) ㊩ 自治会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 67 から同 74 まで）
- ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 商品、単価、個数等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (8) ㊪ 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張 75 から同 84 まで）
- ・ 商品、単価、個数等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。

上記から、補助金等確定は違法である。

三田市が返還請求を怠っていることも違法である。

明らかに違法・不当な支出が含まれているので、全額について補助金として認めるべきではない。仮に全額でないとしても、違法・不当な支出と認定される分は返還させるべきである。

## 2 請求する措置

- (1) ㊫ 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊫ 地区区長・自治会長会に対し 3, 076, 219 円及び平成 25 年 1 月 14 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支

払うよう請求することを求める。

(2) ㊦ 地区区長会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊦ 地区区長会に対し1, 221, 000円及び平成25年10月8日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(3) ㊩ 連自治会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊩ 連自治会に対し1, 450, 664円及び平成26年1月10日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(4) ㊪ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊪ 地区敬老会実行委員会に対し1, 347, 000円及び平成25年10月8日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(5) ㊫ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊫ 地区敬老会実行委員会に対し1, 029, 000円及び平成25年10月31日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(6) ㊬ 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊬ 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会に対し998, 996円及び平成25年10月10日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(7) ㊭ 自治会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊭ 自治会に対し1, 353, 000円及び平成25年11月1日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

(8) ㊮ 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊮ 敬老会実行委員会に対し1, 212, 000円及び平成25年10月1日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

### 第3 請求の受理

平成26年9月29日付で收受した住民監査請求書（甲第40号証から同第94号証までを含む。以下、「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月14日付でこれを受理しました。

## 第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

### 1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

### 2 監査の期間

平成26年10月14日から同年11月27日まで

### 3 監査の実施方法

#### (1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、請求人及び請求人代理人（以下「請求人等」という。）が出席され、陳述されました。

法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面については、請求人から提出された甲第40号証から同第94号証までがこれに相当するものであると判断しました。

#### (2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局長、同局コミュニティ課長及び同課係長2名が出席され、陳述されました。

また、説明書と題する書面が平成26年11月4日及び同月20日に提出されました。

### 4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人等からの陳述の内容から、本件監査請求は、平成25年8月頃に支出された $\textcircled{G}$ 地区区長・自治会長会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{G}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{H}$ 地区区長会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{H}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{I}$ 連合自治会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{I}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{J}$ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{J}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{K}$ 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{K}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{L}$ 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{L}$ 地区敬老行事補助金」という。）、 $\textcircled{M}$ 自治会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{M}$ 地区敬老行事補助金」という。）、及び $\textcircled{N}$ 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「 $\textcircled{N}$ 地区敬老行事補助金」という。）の8件の敬老行事補助金（以下、これらを総称して「8地区敬老行事補助金」という。）について、違法・不当とする主張1から同84までがあることにより、8地区敬老行事補助金に係る補助金等確定（三田市補助金等交付規則（平

成9年三田市規則第1号)第13条の規定による補助金等の額の確定する行為(以下「補助金等確定行為」という。))が違法又は不当であると主張するもの(以下「補助金等確定行為に係る主張」という。)であると解し、これを監査対象としました。

また、本件監査請求は、8地区敬老行事補助金について、違法・不当とする主張1から同84までがあることにより、三田市長は、補助金の全部又は一部の返還を請求する必要があるにも関わらず、この返還を請求していないことが違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っていると主張するもの(以下「返還請求に係る主張」という。)であると解し、これを監査対象としました。

## 第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

### 1 事実確認

監査対象に係る事実について、下記のとおり確認しました。

#### (1) 敬老行事補助金に係る事務手続

##### ア ㉔地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に㉔地区区長・自治会長会に対して、敬老行事補助金として、3,375,000円を支出している。

(イ) ㉔地区区長・自治会長会は、平成25年10月1日に補助事業の変更(補助金額変更前3,375,000円/補助金額変更後3,076,219円)を申請している。

(ウ) ㉔地区区長・自治会長会は、平成25年11月5日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月5日となっており、事業完了日は同年11月5日となっている。

(エ) 三田市は、平成25年11月13日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

##### イ ㉕地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に㉕地区区長会に対して、敬老行事補助金として、1,221,000円を支出している。

(イ) ㉕地区区長会は、平成25年10月3日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月8日となっており、事業完了日は同月30日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月7日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

##### ウ ㉖地区敬老行事補助金に係る事務手続

- (ア) 三田市は、平成25年7月31日に㊦ 〇〇〇〇 連自治会に対して、敬老行事補助金として、1,494,000円を支出している。
- (イ) ㊦ 〇〇〇〇 連自治会は、平成25年12月24日に補助事業の変更（補助金額変更前1,494,000円／補助金額変更後1,450,664円）を申請している。
- (ウ) ㊦ 〇〇〇〇 連自治会は、平成26年1月6日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月16日となっており、事業完了日は同年12月27日となっている。
- (エ) 三田市は、平成26年1月9日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。
- エ ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老行事補助金に係る事務手続
- (ア) 三田市は、平成25年7月31日に㊦ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、1,347,000円を支出している。
- (イ) ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会は、平成25年9月25日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月1日となっており、事業完了日は同月25日となっている。
- (ウ) 三田市は、平成25年10月7日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。
- オ ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老行事補助金に係る事務手続
- (ア) 三田市は、平成25年7月31日に㊦ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、1,029,000円を支出している。
- (イ) ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会は、平成25年10月17日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月28日となっており、事業完了日は同年10月14日となっている。
- (ウ) 三田市は、平成25年10月30日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。
- カ ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老行事補助金に係る事務手続
- (ア) 三田市は、平成25年7月31日に㊦ 〇〇〇〇 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会に対して、敬老行事補助金として、1,098,000円を支出している。
- (イ) ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会は、平成25年9月24日に補助事業の変更（補助金額変更前1,098,000円／補助金額変更後998,996円）を申請している。
- (ウ) ㊦ 〇〇〇〇 地区敬老の日祝賀の集い実行委員会は、平成25年10月



7日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月21日となっており、事業完了日は同月25日となっている。

(エ) 三田市は、平成25年10月9日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

キ ㊟ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に㊟自治会に対して、敬老行事補助金として、1,353,000円を支出している。

(イ) ㊟自治会は、平成25年10月26日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月13日となっており、事業完了日は同年10月26日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月30日に補助金等を確定し、平成25年10月31日に補助金等確定を通知している。

ク ㊞ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に㊞敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、1,212,000円を支出している。

(イ) ㊞敬老会実行委員会は、平成25年9月20日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月10日となっており、事業完了日は同月20日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年9月30日に補助金等を確定し、同日に補助金等確定を通知している。

(2) 敬老行事補助金に係る規定等

敬老行事補助金に係る規定として、三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱を確認しました。

また、敬老行事補助金の取扱いについて関係職員から説明を受け、下記の敬老行事補助金取扱基準1から同7までについて確認しました。

ア 敬老行事補助金取扱基準1

敬老行事に係る補助対象経費については、敬老行事に要する経費であり、市の施策の一環として地域へ補助金を交付しているが、実施主体が地域団体であることから、主体的に特色ある敬老行事を実施することができるように、実施主体の裁量に幅を持たせた交付金的な性質の補助金として交付している。

イ 敬老行事補助金取扱基準2

敬老行事役員に係る補助対象経費については、敬老行事役員の会議等に係る飲食代は社会通念上認められる範囲で補助対象経費となり、また、敬老行事役員は基本的にはボランティアで運営に協力するものであるが、この活動に要する活動経費については、社会通念上相当と認められる範囲内

において費用弁償の性質を持つものとして補助対象経費と認めている。

また、敬老行事は9月のまだ暑い時期に実施されることから、その準備、運営及び後片付けに携わる役員等には水分補給が不可欠であり、健康維持の観点からも1人1日当たり複数本の飲料を支給する必要がある場合もあると考えている。

#### ウ 敬老行事補助金取扱基準3

敬老行事補助金における事業完了日の取扱いについては、三田市補助金等交付規則第11条において、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないこととされているが、敬老行事補助金における事業完了日は事業の決算や精算等のすべての残務処理行為の終了をもって事業完了日とするものであり、必ずしも敬老行事の開催日を事業完了日とするものではない。

#### エ 敬老行事補助金取扱基準4

補助金交付決定前に支出された経費については、早い地区では、補助金交付決定前の4月頃から対象者名簿の作成や行事計画の検討会議等の準備作業に着手されている場合があるが、これは、対象者数が多いことから対象者名簿の作成に早くから着手しなければならない、趣向を凝らした行事とするためには早くから出演依頼しなければならない等の理由によるものであることから、補助対象経費と認めている。

#### オ 敬老行事補助金取扱基準5

敬老行事補助金の算定基準となる対象者数より招待者数が少ない場合については、敬老会は各地区により主体的に開催されるものであり、三田市敬老行事補助金交付要綱第3条において、対象者名簿は各地区において作成するものとされている。三田市が示している敬老行事補助金の算定基準となる対象者数は、平成25年度については同年5月8日を基準として、その年中に75歳以上となる方を住民基本台帳から抽出しているものであり、あくまで各地区の補助金の上限額を決めるものにすぎず、招待者数との差異が生じて、そのことをもって上限額に変更が生じるものではない。実績については事業内容と事業経費により確認しており、実際の招待者数が異なることは、特に問題と考えていない。

#### カ 敬老行事補助金取扱基準6

商品名や明細書等が不明な領収書については、補助事業者に対して内容を確認した上で、補助対象経費と認めている。

また、平成26年度の敬老行事補助金からは領収書に明細を記入するように指導している。

#### キ 敬老行事補助金取扱基準7

予備物品の購入に係る経費については、一般的に行事を実施するにあた

っては、参加者数や役員数の増減、作業上のミスや汚損等の発生が想定されることから、補助対象経費と認めている。

(3) 補助事業者からの聞き取り結果

請求人の主張に対する補助事業者からの聞き取り結果について、別添整理表のとおり、関係職員から説明を受けました。

## 2 判 断

(1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

ア 法第242条に規定する住民監査請求は、法第75条に規定する住民による事務監査請求の制度のように、地方公共団体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方公共団体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度となっています。

このため、住民監査請求において対象とされる事項は、法第242条第1項所定の財務会計上の行為に限られていることから、財務会計上の行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはならないものであるとともに、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされています。

また、この住民監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には、住民監査請求をする住民の選択に係るものであるところ、請求人は8地区敬老行事補助金に係る補助金等確定行為の違法又は不当を主張するものであると解されます。

イ 三田市補助金等交付規則第12条及び第13条の規定において、市長は、補助事業者等から補助事業等実績報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めたときは、速やかに当該補助金等の額を確定し（＝補助金等確定行為）、通知するものと規定されているところ、8地区敬老行事補助金についても補助金等確定行為が行われていました。

一方、上記のとおり審査し、適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができるものと規定されているところ、三田市補助金等交付規則第8条における補助金等の決定の内容の変更の申請があった場合には、同条において準用する同第5条の規定により、当該申請に係る書類等を審査等し、変更を決定したときは、通知するものと規定されています。

また、三田市補助金等交付規則第17条の規定により、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しに係る

補助金等が既に交付されているときは、補助金等返還命令書により、速やかに当該補助事業者等に対し、その返還を命ずるものとなっています。

ウ これらの三田市補助金等交付規則の規定からすると、補助金等確定行為の当然の効果として補助金等を返還すべきものとは規定されていないものであることから、三田市補助金等交付規則における補助金等確定行為は、法第242条1項の違法若しくは不当な「公金の支出」には該当せず、その他の住民監査請求の対象となる「財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」にも当たらない行為であると判断しました。

エ したがって、補助金等確定行為に係る主張については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができないものであると判断しました。

## (2) 返還請求に係る主張に対する判断

返還請求に係る主張に対する判断については、請求人が主張する違法・不当とする主張1から同84までの主張に係る支出について、敬老行事補助金の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものかどうか、補助事業者からの聞き取り結果等を三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱等の規定並びに敬老行事補助金取扱基準1から同7までを判断基準（以下「本件判断基準」という。）に照らして、別添整理表のとおり判断しました。

### ア ㉔地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㉔地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張1から同11までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張9が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、㉔地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（12,000円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（0円）を上回っていました。

### イ ㉕地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㉕地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張12から同23までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張23の一部が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、㉕地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対

象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（約 65,800 円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（25,608 円）を上回っていました。

- ウ ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断  
① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 24 から同 37 までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張 35 が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、① 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（1,407 円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（0 円）を上回っていました。

- エ ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断  
① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 38 から同 52 までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

- オ ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断  
① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 53 から同 59 までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

- カ ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断  
① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 60 から同 66 までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

- キ ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断  
① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 67 から同 74 までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張 74 が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、① 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（40,845 円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（18,097 円）を上回っていました。

- ク ① 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張 75 から同 84 までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

### 3 結 論

#### (1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

補助金等確定行為に係る主張については、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができないものであると判断しました。

#### (2) 返還請求に係る主張に対する判断

違法・不当とする主張のうち、一部のものについては、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しましたが、各地区の敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額が敬老行事補助金以外の収入金額を下回っている場合には、敬老行事補助金の額に影響を及ぼさないこととなります。

しかし、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものがあつた地区については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額が敬老行事補助金以外の収入金額を上回っていました。

については、これらの点を勘案して、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、三田市長に対して、下記のとおり勧告します。

ア 三田市補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、違法・不当とする主張 9、同 23 の一部、同 35、同 74 について、当該補助事業者等に報告を求めるとともに、関係職員に調査を行わせてください。

イ 上記の結果、三田市補助金等交付規則第 16 条に基づき、敬老行事補助金の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものがある場合には、しかるべき手続を経て、平成 27 年 3 月 2 日までに同第 17 条の規定に基づき、この返還を命じてください。

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断		
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額	
1	㊦	(1) 【報告書提出期限経過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年11月5日とされているが、9月5日から11月5日までの約2ヶ月の間に何が行われたのか不明であり、11月5日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月5日である。			----	敬老行事を9月5日に実施したのちに、実行委員会としての決算や次年度にむけた引き継ぎ行為等を行った結果、11月5日にすべての業務が完了したため、実績報告としてまとめて提出したもの。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
2	㊦	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者1,125名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、㊦地区区長・自治会長は1,111名しか招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。			----	㊦地区区長会等主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が1,111名であったもの。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
3	㊦	(3) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【菓子問屋への64,000円】 何を購入したか不明。		64,000	敬老行事に出演する児童・生徒に対するお菓子代として1つ500円のお菓子の詰め合わせを128袋購入したもの。なお購入数は当初聞き取りした人数によるもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
4	㊦		② 【郵便切手・葉書類代金720円】 何を何枚購入したか不明。		720	9月9日領収日の藍本簡易郵便局で購入したものは、健康推進員、民生委員、各団体代表に対する10月5日に開催した実行委員会会議の開催案内のため購入した80円切手9枚である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
5	㊦	(4) 【不自然な領収証等】	ア 【不要な飲み物代等】 平成25年9月4日に、カルピスウォーター500ml×110本、アクエリアス500ml×27本、お茶500ml×48本が購入され、同月5日にお茶500ml×48本が購入されているが、敬老会は三田ホテルで実施されているため、ペットボトルの飲み物を購入することは不要のはずである。なお、三田ホテルの請求明細書では、三田ホテルの利用人数は237名となっており、松花堂弁当237個が注文されているが、その他にスタッフ弁当が63個も注文されており、利用人数と松花堂弁当・スタッフ弁当の個数の関係も不明である。		834,015	三田ホテルと協議のうえ、ペットボトルを持ち込みして実施している。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
6	㊦		イ 【領収者不明等】 2名に対して20,000円が支払われているが、これらは誰なのか(1人は■中学校の先生か)、また、何の対価なのか不明である。また■中学校の先生であれば、下記ウに述べる公立学校への支払の問題も生じる。	40,000	1人は敬老行事の司会者として依頼したもの。もう1人は■中学校の吹奏楽部顧問であり、吹奏楽部への謝礼を部を代表して受け取りしてもらったもの。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。また、謝礼の領収者の問題については、領収者による会計処理が不適切であったとしても、謝礼としての合理性ないし必要性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
7	㊦		ウ 【公立学校への支払】 ■小学校にアトラクション謝礼として10,000円、■幼稚園に同じくアトラクション謝礼として10,000円支払われているが、■小学校及び■幼稚園はいずれも公立であり、公務に対して謝礼の支払いがなされるとは考えられず、当該支払は補助金の私的流用である。なお、仮に同小学校及び幼稚園に支払っているとすれば、三田市からの補助金を三田市のために使用していることになる。適切な会計処理がなされているのかも疑問である。	20,000	実施団体を代表して、地区内在住の児童に敬老行事のアトラクションに参加いただいたという点において、何らかの謝礼をすべきと考えた結果、謝礼金を支払ったもの。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。また、謝礼の領収者の問題については、領収者による会計処理が不適切であったとしても、謝礼としての合理性ないし必要性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
8	㊦		エ 【不自然な印刷代】 平成25年8月26日に「敬老のつどいプログラム」400枚が2回にわけて印刷され、請求書が同年8月26日と9月4日に分けて発行されている。なぜ同じ日に同じ枚数のプログラムが2回印刷されているのか、なぜ請求書の発行日が異なるのか不明であり、不自然である。	45,800	8月26日請求分の印刷は敬老行事のプログラム400部を印刷したものである。9月4日請求分の印刷は8月26日請求分で支払いしたプログラムについて業者と実行委員会双方の連絡不足から再度印刷する必要が生じたことから、業者と折半する形で再印刷したものである。なお、㊦地区実行委員会の役員は150名程度おり、参加者との意思疎通を図りやすくするよう、従前から参加者配付分と同じプログラムを渡すことになっているため、印刷部数が多くなっている。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
9	㊦		オ 【役員の私的な飲食費】 平成25年9月14日に、「敬老会役員反省会」と称して中華レストランで飲食が行われているが、反省会のために中華レストランを利用する必要は全く無い。役員の私的な飲食である。	12,000	無償のボランティアとして各役員が力添えをいただいたことに対する慰労と次年度に向けた反省のため行った会議であり、私的な飲食費ではない。反省会を■市民センターで開催後、場所を変え、慰労の意味を込めて食事を提供したものの。この反省会の資料は確認できている。	この支出については、敬老行事の反省会の開催後に場所を変え慰労の意味を込めて行われたもの(役員の飲食代)とされており、本件判断基準に照らせば、補助対象経費は敬老行事に要する経費であり、敬老行事役員に係る補助対象経費は費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、開催案内及び反省会議事録をみると、敬老行事の課題等が話し合われた反省会とは区別して行われた打ち上げに係るものであることから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。	12,000
10	㊦		カ 【必要性が不明な物の購入】 IDカードケースが購入されているが、なぜIDカードケースが必要なのか不明である。また、見本ケースが10枚購入されているが、見本ケースとは何なのかなぜ必要なのかが不明である。	1,924	敬老行事の様子を写した写真を、例年■市民センターまつりの1ブースで閲覧できるようにしており、参加者がその写真を閲覧して必要があれば抜き取りできるようにしているもの(先着で抜き取りできる)。IDカードケースはその写真を入れて掲示するために購入しており、見本ケースはIDカードケースを1つにまとめるために10個購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0



請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断		
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番 号	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額	
11	㊦		キ 【切手の購入】 平成25年5月27日に80円切手20枚、同年7月8日に80円切手11枚が購入されているが、時期も枚数も敬老会とは全く合致せず、私的な購入である。	2,480	5月27日に購入した80円切手は実行委員会企画委員会の役員20名に会議開催案内を送付するために購入したもの。7月8日に購入した80円切手は実行委員会の代表役員11名に対し、敬老行事反省会の開催案内を送付するために購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0	
12	㊦	(1)	【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月30日とされているが、9月8日から9月30日までの間に何が行われたのか不明であり、9月30日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月8日である。	----	9月8日に敬老行事を実施後、精算行為を行い、9月16日に区長会4役で収支決算会議を開催し、市へ報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0	
13	㊦	(2)	【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【弁当、飲料、おしぼり代259,200円】 商品の単価と個数が不明。	259,200	出席者102名、開催従事者33名分の弁当、お茶、お酒、おしぼりとして購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
14	㊦			② 【フルーツ代50,960円】 商品の単価と個数が不明。	50,960	出席者102名分に対するデザートとして、1人あたり500円を目途として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
15	㊦			③ 【敬老会パスタオル代394,000円】 商品の単価と個数が不明。また、「敬老会対象者、記念品費用」とされているが、「対象者」とは誰か不明である。	394,000	受け取りを希望した対象者全員の記念品としてパスタオル(単価1,000円)を394セット購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断		
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張		小 項 目 請 求 人 の 主 張		違法・不当とする金額	判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
16	㊦			④【コンプ代148,500円】 商品の単価と個数が不明。	148,500	欠席者の記念品として、昆布詰め合わせ(単価500円)を297セット、当日欠席者の予備を見込んで購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
17	㊦			⑤【お楽しみ抽選会商品費18,160円、9,100円、6,290円】 何を購入したのか不明。また商品の単価と個数も不明。	33,550	演芸プログラム中、「お楽しみ抽選会」を行うにあたり、コーナンでは1等の保温鍋と2等の扇風機、ジャパンでは3等の箱ティッシュを購入したもの。中嶋商店では、100円程度のお菓子を残念賞用として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
18	㊦			⑥【図書カード代20,000円】 商品の単価と個数が不明。また、どこに何枚配布したのかも不明である。	20,000	式典における小学生のお祝いの歌・作文に出演した■小学校の児童17名と演芸プログラム中「吹奏楽部演奏」に出演した長坂中学校の生徒23名に対し、1人あたり図書カード500円分を渡したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
19	㊦			⑥【レンタル代36,750円】 何をレンタルしたのか不明。	36,750	■小学校体育館を会場として行ったことから、カラオケ設備がないため、レントオールからカラオケ設備を1台レンタルしたものを。	この支出については、敬老行事に係る物品借用の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
20	㊦			⑦【花代15,000円】 商品の単価と個数が不明。	15,000	壇上花代として、演台横に1束15,000円分を購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
21	㊦		㊦ 【印刷代67,150円】 何を何枚印刷したのか不明。	67,150	B4・二つ折りのプログラムを出席者、来賓、開催従事者、出演者分として180部程度印刷した費用と式次第大判プリント、寿名簿、大判プリント、めくり大判プリント、来賓名札等の印刷費の合計である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
22	㊦		㊦ 【敬老会諸費6,192円、13,600円、1,706円】 何を購入したのか不明。また、6,192円の領収書の但書の「12」、13,600円の領収書の但書の「17」は、配布対象者を指すと思われるが、これは誰なのかも明らかでない。	21,498	来賓用の茶菓子(単価516円)として12個、また演芸出演者に対する和菓子詰め合わせ(単価800円)を17個購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
23	㊦	(3) 【主催者への支払】 ㊦■地区婦人会に150,000円を支払っているが、同婦人会は実施主体なのであり、仮に謝礼の趣旨であれば、実施主体に対する謝礼などあり得ない。また、領収書に記載のとおり演芸経費であったとしても、経費の明細がなく、外部への支払の確認が取れない。したがって、適正な領収証とは認められない。		150,000	㊦■地区敬老会は、区長会が中心となって実施しており、㊦■地区婦人会は協力団体として従事している。㊦■地区婦人会の役割は、例年、敬老行事の演芸プログラム全体の舞台設営及び運営を行うことになっている。具体的な内容としては、出演者の調整、リハーサル、接待、謝礼の支払いのほか、役員も2つのプログラムを担当している。また、前日の会場清掃や当日参加者を接待するお茶の準備、記念品の仕分けなどその担当業務は多岐にわたる。その有形無形の協力に対して、区長会から費用弁償を含んだ報償として支払っているもの。演芸経費それぞれの領収書は残していない。	この支出については、敬老行事の実施主体に含まれている団体の演芸プログラム全体の運営に係る費用とされており、関係職員から「費用弁償を含めた報償として支払されているものである。」との説明を受けましたが、本件判断基準に照らせば、敬老行事役員に係る補助対象経費は費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであることから、実施主体に含まれている団体への費用負担についても費用弁償の性質を持つものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、この支出に係る約84,200円分は直接支払ったとされているものの、残りの約65,800円分は報償とされており、実際に要したことが確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	約65,800
24	㊦	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年12月27日とされているが、9月16日から3ヶ月以上経過しており、あまりにも遅い。正しい事業完了日は平成25年9月16日である。		----	敬老行事終了後に市を通じて10名が記念品の返却を申し出たことから取り扱いについて市と協議を行い、正式に返却分を受領したのが、11月6日となった。その後、「熊野の郷」との返金交渉等を行い、市への補助金の入金手続き等で完了日が平成25年12月27日となったもの。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
25	㊦	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者498名として補助金を出していることから、対象者は原則として全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。もともと、㊦■地区では、4名は不在あるいは引越しをしていたため、正確な敬老会対象者は494名であった。したがって、㊦■連合自治会は494名を招待しなければならなかったにもかかわらず、同自治会は、493名しか招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。		----	主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が493名であったもの。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断		
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ な い 金 額	
26	㊦	(3) 【出席者数の虚偽報告】 ①■■■連合自治会は、平成25年9月16日の敬老会の出席者数を126名として報告しているが、当日は大雨で警報が出ており、これだけの人数は出席していない。同報告の内容は虚偽である。			----	出席者数は126名である。写真で確認しても相当数の出席がある。	この出席数については、本件判断基準に照らせば、敬老行事補助金の額に影響を及ぼすものではないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
27	㊦	(4) 【記念品代の虚偽報告及び私的流用】 ①■■■連合自治会は、平成25年8月31日に敬老会チケット代として690,000円分を購入したが、実績報告書では668,840円分しか計上されていない(差額21,160円)。上記チケットの内容は、平成25年12月11日までに熊野の郷に行けば、①2,000円相当の食事か、②温泉への入浴+飲み物のどちらかを選ぶというものであった。この点、上記(2)のとおり、①■■■地区では、元々の対象者498名のうち、4名が不在あるいは引越しておらず、さらに、10名の者がチケットを受け取らずに返却した。したがって、①■■■連合自治会は、14名分のチケットについては熊野の郷に返却しなければならず、購入代金690,000円と実績報告書の668,840円の差額は返却した14名分のチケット代ということになる。しかし、690,000円と668,840円の差額21,160円は14では割り切れない。したがって、実績報告書の668,840円という数字がどこから出てきたのか全く不明であり、同報告書の内容は虚偽と考えられる。その上、上記(1)のとおり、事業完了日が平成25年12月27日ということは、同月11日までに利用されなかったチケットの代金分について、熊野の郷からキャッシュバックがあったことを示している。しかし、キャッシュバックの代金については報告書のどこにも記載されていない。したがって、この点においても報告書の内容は虚偽であり、報告書に記載されていない分の補助金が私的に流用されている。			690,000	実績報告書が、668,840円となっているのは、当初、単価2,000円のチケットを購入当時の欠席予定者345名分を合計690,000円でご購入したが、後日、11名から返却の申出があったため、その分のチケット代22,000円を精算したものの、840円は購入時の振込み手数料である。なお、購入時の対象者は493名であり、請求人が言う4名分は購入数に含んでいない。また、市へ補助金を43,336円返納したが、この中に上記、22,000円が含まれている。チケットについては買い取りであり、キャッシュバックの契約はしていない。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
28	㊦	(5) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【商品代784円】 何を購入したか不明である。		784	5月30日に開催した打ち合わせ会議のお茶代(9名分)である。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
29	㊦		② 【飲料代1,573円】 何を購入したか不明である。		1,573	8月22日に開催した出演者打ち合わせ用のお茶代(ペットボトル9本分)である。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
30	㊦		③ 【リボン代1,281円】 何に使用されるリボンか不明である。		1,281	記念品の袋に結ぶリボンとして3本(3色)購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
31	㊦		④【弁当代30,000円、25,000円】 単価及び個数が不明。なお、敬老会は午前中に終了しており、なぜこれだけの弁当が必要なのかも不明である。	55,000	花ぐるまは単価1,000円の弁当を30個、たちばなは単価1,000円の弁当を25個で計55個である。敬老会は、12時20分に終了しているが、その後の片づけ等を行う必要があるため、スタッフ等に弁当を提供したものの(役員11名、自治会からの協力スタッフ20名、出演者19名、看護師1名、裏方くらぶ3名、司会者1名)。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
32	㊦	(6)【不自然な領収証等】	ア【私的な弁当及びランチ】 平成25年8月1日に弁当代2,000円が2つ、ヴィオレッタでの食事代1,400円が計上されているが、これらの弁当屋はダイエーの中の店であり私的な買い物であると考えられるし、ヴィオレッタでの食事代1,400円は700円のランチ2名分と考えられる。	5,400	単価1,000円の弁当を2個試食用として「はなぐるま」及び「たちばな」で購入したもの(後日、弁当の提供は取り止め、商品券を配布することとした。)。ヴィオレッタでの食事代は、役員4名で出席者の土産の打ち合わせを行ったときのコーヒー代(@350×4)である。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
33	㊦		イ【多数のバッグの購入】 平成25年7月14日にスリムトートバッグアロハ、ジュートバッグ横型及び縦型合計10点が購入され、さらに、平成25年8月24日にはペーパーギフトバッグが12点購入されている。敬老会にこれだけ多数のバッグが必要とは考えられず、私物と思われる。	2,310	各自治会の役員が、パンフレット等その他敬老会関係書類を運搬するためのバックとして購入したもの。ペーパーギフトバックは金券を入れ、リボンをして、参加者に配布する袋として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
34	㊦		ウ【多数の商品券の購入】 平成25年9月1日に1,000円の商品券155枚が購入され、同日500円のお買い物券145枚が購入され、9月12日には再び500円のお買い物券145枚が購入されている。商品券の枚数は出席者数とも欠席者数とも合わず、これだけ多数の商品券をなぜ購入し誰に配布したのか不明である。	300,000	弁当の代わりに出席者用の記念品として、合計300,000円分を購入し、1人あたり2,000円分を配布したもの。商品券は、出席者予定者143名に渡した。また、出欠確認後に新たに判明した欠席者5名分の記念品としても渡したものの、残りについては、来賓への記念品として渡したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
35	㊦		エ【私的なお茶代】 平成25年9月11日、サント・アンにて、TEA2つ、カットケーキ2つが食されているが、明らかに私的なお茶代である。	1,407	ティンクル音楽工房の子どもたち等余興出演者に謝礼として渡すお菓子を選ぶための試食であり、役員2名で打ち合わせを行ったお茶代である。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。	1,407

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
36	㊦		オ 【多数のお菓子の購入】 平成25年9月15日に「なつまど5入」40個購入され、同日、スーパーニシヤマにて、お菓子が、155個、1個、147個、65個の合計367個購入され、さらに同日、スーパーニシヤマにて嗜好品が120個購入されているが、なぜこれだけのお菓子が購入されているのか、出席者数とも欠席者数とも合わず、全く不明である。	148,550	なつまど5入りは、余興出演者に渡す謝礼品として購入したもの。洋日記その他12,400円(155個×@80)は、出席者用のペットボトル飲料である。菓子その他325円は当日の会議室(来賓・関係者控室)用ペットボトル2本である。菓子その他77,175円(147個×@525)は、参加者にお土産としては配布したユーハイムのケーキである。嗜好品その他5,850円(65個×@90)は、出演者用に控室として用意したリハーサル室に用意したお茶(20本)、ジュース(25本)、コーヒー(20本)である。嗜好品その他10,800円(120個×@90)は、連合役員、各自治会協力者、民生委員等敬老行事スタッフの当日の飲み物及び弁当用飲み物として提供したお茶(35本)、ジュース(50本)、コーヒー(35本)である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
37	㊦		カ 【印紙のない領収証】 ホットスタッフに対するお礼48,000円の領収証があるが、本来必要な印紙が貼付されていない。ホットスタッフは業者であり、必要な印紙を貼らないとは考えられないし、実際に他の団体に対する領収証では印紙を貼っている。したがって、当該領収証は適正なものとは認められない。	48,000	式典の音響操作等を当該業者に依頼した領収証であり、印紙がないことについては当該業者に確認されたい。なお、支払の事実は確認できる。	この領収証については、収入印紙の貼付漏れによる印紙税法上の問題があるものの、当事者間における領収証としての有効性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
38	㊦	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月25日とされているが、9月1日から9月25日までの間に何が行われたのか不明であり、9月25日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月1日である。		----	9月1日に敬老行事を開催後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算したのちに報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
39	㊦	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者449名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、㊦■地区敬老会実行委員会は181名しか招待していない(甲65)。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。		----	主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が417名であったもの。なお、181名は、出席予定数を記載したものである。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
40	㊦	(3) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価等が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	㊦ 【和菓子代468,270円】 商品の単価と個数が不明。	468,270	単価990円の水羊かんセットを473個、対象者記念品として購入したもの。対象者数より多い56個のうち48個は、出演者、各自治会からの当日応援に来ていただいたボランティア等への記念品として配布したもので、残る8個については、予備として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(2)㊸は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
41	㊸		②【お茶代3,574円、1,750円】 商品の単価と個数が不明。なお、一本150円とすると敬老会当日約30本のお茶を購入していることになるが、お茶は既にコトブキヤから240本購入しており、出席者172名と照らし合わせると不自然に多い。	5,324	コトブキヤで購入したお茶は、弁当につける参加者やスタッフの昼食用のお茶として使用したもの。ローソンで購入した2ℓペットボトルのお茶を6本と紙コップは受付時参加者接待用、500mlペットボトルのお茶10本は来賓、出演者、司会者用のために購入したもの。なお、それぞれの単価については記録を残していない。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
42	㊸		③【ポロシャツ代6,930円】 商品の単価と個数が不明。また、平成25年8月3日に購入されているが、誰が何のために着たものなのかも明らかでない。	6,930	単価990円の赤いポロシャツを7着購入したもので、参加者誘導の目印となるよう誘導スタッフ7名のユニフォームとして使用したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
43	㊸		④【お弁当代7,500円】 商品の単価と個数が不明。	7,500	7/6の委員会にて敬老会参加者に提供する弁当を選ぶため試食用として購入したもの(単価1,500円の弁当5個分)。この会議(試食)の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事に係る食品の選定(試食)に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるもの限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
44	㊸		⑤【お弁当代8,100円】 商品の単価と個数が不明。	8,100	7/6の委員会にて敬老会参加者に提供する弁当を選ぶため試食用として購入したもの(単価1,620円の弁当5個分)。この会議(試食)の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事に係る食品の選定(試食)に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるもの限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
45	㊸		⑥【商品代1,050円】 「商品」とは何なのか不明。	1,050	7/6の弁当試食を兼ねた委員会用お茶として購入したもの(単価105×10本)。この会議(試食)の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事に係る食品の選定(試食)に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるもの限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
46	㊦		㊦ 【3,700円(領収書)】 何を購入したのか不明。	3,700	対象者へ配布する記念品を選定するため、水羊かんなどサンプル2種類を10個購入し、7/6の委員会で記念品を決定したものの。この会議(試食)の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事に係る食品の選定(試食)に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
47	㊦		㊦ 【コミュニティセンター利用代金2,875円】 いつ何回利用した分の領収証なのか不明。	2,875	敬老行事打ち合わせ会の会場使用料である(4/20(土)9時～11時小会議室、5/11(土)9時～11時小会議室、6/1(土)9時～11時小会議室、7/6(土)17時～19時45分小会議室、8/3(土)9時～11時30分小会議室)。これらの打ち合わせ会の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う会議室使用料とされており、本件判断基準に照らせば、会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
48	㊦	(4) 【不自然な領収証】	ア 【過剰な弁当代】 平成25年9月5日に弁当が234個購入されているが、出席者172名(招待者181名)と比べて明らかに多い。残り約50ないし60個の弁当は誰に配ったのか明らかでない。	351,000	当日出席者予定者181名の弁当であり、残りの53個は当日のスタッフや出演者等の弁当である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
49	㊦		イ 【図書カードの購入】 図書カード1,000円×2枚が購入されているが、何のために購入し誰に渡したのか明らかでない。	2,000	■小学校の3年生の児童2名に作文発表を依頼したことに対する謝礼として図書カードを渡したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
50	㊦		ウ 【JCBギフトカードの購入】 JCBギフトカード代35,000円が計上されているが、何等賞などの記載がなく、何のために購入されたのか明らかでない。それ以外のJCBギフトカードは、何等賞の景品なのか領収証に記載がある。	35,000	1等3,000円分×5本、2等 2,000円分×5本、3等1,000円分×10本を抽選会の景品追加分として購入	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0



請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊸■地区(2)㊸は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
51	㊸		エ 【切手の購入】 平成25年9月6日に10円切手が購入されているが、何に使用する切手か不明である。敬老会関係の郵便物を出す際に、10円切手を一枚のみ購入するとは考えられない。また、平成25年6月27日に80円切手3枚購入されているが、敬老会のためにこの時期に80円切手3枚のみ購入するとは考えられない。	250	6月に購入した80円切手は敬老行事の司会者、来賓及び出演者(笑福亭瓶吾氏)への出演依頼や案内用として使用したもの。10円切手については、実績報告に向けた調整のため役員間で連絡文書を郵送するための切手として自己が所有する切手と合わせて使用するため購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
52	㊸		オ 【コピー代】 平成25年5～8月分のコピー代5,190円が計上されているが、5月に敬老会のためのコピーをしたとは考えられず、上記コピー代には敬老会関係以外のものも含まれている。同じく、平成25年5月10日にダイエーでのコピー代480円が計上されているが、私的なコピーであると考えられる。	5,670	敬老行事は、行事内容の検討や対象者名簿の作成等、早くから準備を行うことが必要であることから4月から会議を開催している。平成25年度は、4月から8月まで概ね月1回会議を開催しており、その際に配布する会議資料や議事録、その他敬老行事に必要な準備物等のコピー代である。ダイエーでのコピー代は、5月11日に開催した資料のコピー代であり、コミセンのコピーが利用できる16時を過ぎていたためダイエーでコピーしたもの。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
53	㊸	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年10月14日とされているが、9月28日から10月14日までの間に何が行われたのか不明であり、10月14日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月28日である。		----	「平成25年度㊸■地区敬老の日を祝う集い」を平成25年9月28日に開催後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算して報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
54	㊸	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者343名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、㊸■地区敬老会実行委員会は341名しか招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。仮に敬老会対象者が亡くなった等の理由で招待者が減ったのであれば、補助事業等変更申請によって経費の減額を申請すべきであるが、かかる手続もっていない。		----	主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が341名であったもの。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
55	㊸	(3) 【不自然な領収証等】	ア 【過剰な和菓子】 菓匠庵にて「紅・白上用」142個が購入されているが、当日の出席者は134名であり、出席者数を超える量が購入されている。	52,540	開催日3日前に確定させた出席者数137名と来賓5名用の計142名の記念品として購入したもの。当日3名の欠席があった。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
56	㊦		イ 【敬老会実施後のお茶代】 平成25年10月1日にお茶4本が購入されているが、なぜ敬老会実施後に購入する必要があるのか不明である。私的なお茶代であると考えられる。	4,800	当日までに欠席連絡を受けた方に記念品として追加購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
57	㊦		ウ 【過剰な弁当】 敬老会当日、松花堂弁当180個が食されているが、出席者は134名であり、明らかに過剰である。	519,660	出席者137名(うち当日3名欠席)と、来賓5名、付添者3名、司会者1名、看護師1名、実行委員スタッフ33名の計180個の弁当として購入したものを。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
58	㊦		エ 【お菓子代】 お菓子代として17,520円が計上されているが、敬老会は三田ホテルで実施しているのにお菓子を持ち込むことはできない。また、このお菓子は園児60名に配ったことになっているが、消費税834円を引いた後の代金(16,686円)を60で割っても割り切れず、実際は園児60名には配っていないと考えられる。	17,520	式典オープニングに出演いただいた㊦■幼稚園児60名に謝礼として渡したものを。1人あたり税込み292円分である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
59	㊦		オ 【JCBギフトカード代】 JCBギフトカード代として、8,000円、2,000円が計上され、園児引率者及び児童引率者に謝礼として渡したことにされているが、同引率者らは先生であると考えられる。これらの者は公務員であるところ、公務員に対して謝礼の支払いがなされるとは考えられず、当該支払は補助金の私的流用である。	10,000	引率者に対して、送迎のための交通費など実費として支払ったものを。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。また、謝礼の領収者の問題については、領収者による会計処理が不適切であったとしても、謝礼としての合理性ないし必要性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
60	㊦	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月25日とされているが、9月21日から9月25日までの間に何が行われたのか不明であり、9月25日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月21日である。		----	「平成25年度㊦■地区敬老の日祝賀の集い」を平成25年9月21日に開催後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算して報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
61	㊦	(2) 【不自然な領収証等】	ア 【切手代】 平成25年6月25日に80円切手が6枚購入されているが、招待者数(366名)とも大きくかけ離れており、敬老会のために購入したものとは考えられない。	480	来賓5名及びアトラクション出演団体1団体に案内通知を郵送するため、80円切手を6枚購入したものである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
62	㊦		イ 【クリップボードの購入】 A4クリップボードが10個購入されているが、なぜ敬老会にクリップボードが必要なのか、さらに、なぜ10個必要なのか不明である。	1,050	各種チェックを担当した10名のスタッフが動きながらバス送迎時のチェック、会場での各種行事の進行確認等においてチェック及びメモ書きを行うために購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
63	㊦		ウ 【コピー代】 4～9月分のコピー代7,000円が計上されているが、4月は総会等が行われる時期であり敬老会について議論をするはずがなく、上記コピー代には敬老会関係以外のものが含まれている。	7,000	■■■■地区コミュニティセンターでは、コピー代金を半年ごとに請求しており、4月～9月分の領収書となっているが、敬老会のためにコピーを使用したのは、事業期間である6月2日から9月25日である。	この支出については、敬老行事に係るコピー代とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
64	㊦		エ 【昆布等の商品詰合せ】 昆布等の商品詰合せが256個購入されているが、出席者数(101名)とも欠席者数(265名)とも合わない。上記商品詰合せは誰に配布されたものなのか不明である。	384,000	昆布等の商品詰合せは、敬老会に招待したが行事当日までにお亡くなりになられた方や転出された方、受け取りを拒否された方等を除いた欠席者265名に配布したものである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
65	㊦		オ 【三田ホテルの利用人数】 敬老会当日の三田ホテルの利用人数は125名とされているが、当日の出席者は101名であり、残り14名が誰なのか不明である。また、サンドウィッチセットとオレンジジュースを注文した11名は出席者とは別の者なのか不明であり、さらに利用人数との関係も不明である。	22,000	ホテルの利用人数125名の内訳は、敬老行事出席者101名、敬老行事出席者の介護のための付添者3名、来賓5名、実行委員16名である。サンドウィッチセット(11名分)とオレンジジュースは、第一部の式典で作文朗読を行った小学生3名と第二部のアトラクションで「ハワイアン音楽及びフラダンス」等を披露した8名の軽食である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㉖は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断			
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番 号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番 号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額		
66	㊦		カ	【サンダスターズへの支払】 サンダスターズへ10,000円支払われているが、サンダスターズとは何者か不明である。	10,000	第二部のアトラクションで「ハワイアン音楽及びフラダンス」等を披露したグループである。当日の出演者は8名である。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0	
67	㉖	(1)		【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年10月26日とされているが、9月13日から10月26日までの約1ヶ月半の間に何が行われたのか不明であり、10月26日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月13日である。	----	敬老行事の実施後、9月13日から20日まで敬老の日集いアンケート集約、9月28日に反省会を開催し、10月5日に自治会役員会で報告。その後、支払の精算行為や書類作成により、10月26日に書類を提出したもの。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0	
68	㉖	(2)		【商品、単価、個数等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。		①【景品代19,053円】 何を購入したか不明。	抽選会の景品として、300円相当のタオルやブラシ等生活用品60個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
69	㉖			②【プレゼント代10,000円】 何を購入したか不明。	10,000	アトラクションへの出演謝礼として、ユウチャンニュー(人形)3,999円、ミニデラックスセット(人形の服)1,498円、ミニおしゃれなユウチャン(人形)1,499円、恐竜コンテナ1,999円、恐竜おもちゃ1,499円の各1個ずつ計5個購入したもの。合計10,494円となるが、494円は保育園が持ち出されたもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0	
70	㉖			③【教材・文具・トロフィー代3,774円】 教材・文具・トロフィーと記載されているが、結局物が何なのかは全く不明である。	3,774	■■■■小学校4年生151名分のアトラクションへの出演謝礼として、単価84円の定規セットを購入したもの。10,830円は、当初、出席児童を110名と考え、1セット12個入りを10セット(120個)購入したもの。3,774円は、後に出演児童がもっと多くなることがわかり追加で3セット(36個)を購入したもの。なお、どちらも送料630円と代引手数料120円が含まれている。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0	

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
71	㊦		④【西村清月堂への59,500円】 何を購入したか不明。	59,500	参加者記念品用として、単価340円の紅白まんじゅうを参加予定者分175個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
72	㊦	(3) 【不自然な領収証等】	ア 【欠席者へのお土産】 欠席者へのお土産として230個と48個、合計278個購入されているが、欠席者は287名であり、欠席者数に足りない。なぜお土産の購入数が278個なのか不明であり、お土産名義で私物を購入した可能性がある。	296,940	欠席予定者数278名で購入したもの。直前はや当日のキャンセルなどにより、出席者は166名になった。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
73	㊦		イ 【公務員への支払】 三田市立■■■■小学校の校長に謝礼10,000円が支払われているが、同氏は公務員である。公務員に対して謝礼の支払いがなされるとは考えられず、当該支払は補助金の私的流用である。	10,000	アトラクションへの出演やメッセージカードの作成に協力した■■■■小学校の児童のために利用してもらうよう謝礼として渡したものであり、個人的な謝礼ではない。	この支出については、敬老行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。また、謝礼の領収者の問題については、領収者による会計処理が不適切であったとしても、謝礼としての合理性ないし必要性が変わることはないことから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
74	㊦		ウ 【私的な飲食費】 敬老会実施後の平成25年9月22日の酒代及びつまみ代、同月28日の惣菜と握り寿司代の合計40,845円が計上されているが、私的な飲食費であり、敬老会の経費ではない。	40,845	敬老行事に関わったスタッフ全員や出演者計53名に呼びかけ、次年度に向けた反省会を開催したもの。反省会は平成25年9月28日に開催した。なお、9月22日の購入は、日持ちするものを事前に購入したもの。反省会の会議終了後、夕食時間に及ぶことから慰労の意味を込めて食事を提供したものであり、合計40,845円のうち、アルコール類を含めて、18,097円は自己財源で賄っている。この反省会の資料は確認できている。	この支出については、敬老行事の反省会の会議終了後、夕食時間に及ぶことから慰労の意味を込めて食事を提供したものの(役員の飲食代)とされており、本件判断基準に照らせば、補助対象経費は敬老行事に要する経費であり、敬老行事役員に係る補助対象経費は費用弁償の性質のあるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、反省会次第をみると、敬老行事の課題等が話し合われた報告会とは区別して行われた慰労会に係るものであることから、この点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものであると判断しました。	40,845
75	㊦	(1) 【商品、単価、個数等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【三田ホテル利用代606,179円】 明細がなく、なぜ606,179円かかったのか全く不明である。	606,179	三田ホテルへの支払額は、606,179円であるが、その内訳は、宴会席料17,325円、松花堂弁当2,772円×137個、サンドウィッチ1,500円×20個、フリードリンク1,000円×137個、ホテルバス11,340円、グランドピアノ15,000円、諸設備料15,750円である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入、役務等の提供・物品借用の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 請 求 人 の 主 張	小 項 目 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
76	㊦		②【花代53,000円】 明細がなく、なぜ53,000円かかったのか全く不明である。	53,000	花の支払額は53,000円であるが、その内訳はテーブル用の花として2,000円のもの19個、出席された90歳以上の方々へのフラワーアレンジメントとして3,000円のもの5個である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
77	㊦		③【まんじゅう代68,000円】 商品の単価と個数が不明。	68,000	紅白まんじゅうの支払い額は68,000円であるが、単価は340円で個数は200個である。内訳は、出席者137名分、出演者28名分、スタッフ35名分である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
78	㊦		④【上御品代29,276円】 何を購入したか不明。	29,276	支払額は29,276円であるが、その内訳はバスマット1,470円×4個、キーコーヒー1,533円×4個、味のり・茶漬け1,500円×4個、レンジパック1,396円×4個、オーガニックコットン1,420円×4個であり、抽選会景品として、当選者20名分である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
79	㊦		⑤【商品代金65,625円】 何を購入したか不明。	65,625	商品の支払額は65,625円であるが、その内訳は、抽選会景品の残念賞として525円のカステラが125個である。なお、当初145名の出席を見込んでおり、20名の当選者を差し引いた個数である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
80	㊦		⑥【商品代金1,547円】 明細がなく、なぜ1,547円かかったのか不明である。	1,547	商品の支払額は1,547円であるが、その内訳は、写真のL版を出席者1人あたり2枚ずつ記念写真をプリントしたものである。内1枚は本人画像を、アトラクションの4風景と一緒に台紙に切り貼りして手渡したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

※ ㊦■地区(2)㊦は重複

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断	
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額
81	㊦	(2) 【不自然な領収証等】	ア 【欠席者への商品券】 欠席者への商品券として、阪急商品券が250枚購入されているが、欠席者は267名であり、欠席者の数と合わない。また、なぜ3回にわけて購入しているのか(平成25年8月27日には一日に2回にわけて購入している)疑問である。欠席者への商品券名目で私物が購入されている可能性がある。	375,000	商品券(単価1,500円)は、敬老会に招待したが欠席された方の内、居所が把握できた250名に配布したものである(17名は居所が把握できなかった。)。また、3回に分けて購入した理由は、出席者数に変動があったため、欠席者に配布する商品券が追加されたためである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
82	㊦		イ 【名刺用紙の購入】 プリンタ消耗品としてエレコムMT-HMN1WN が購入されているが、これは名刺用紙であり、私物の購入と考えられる。	387	名刺用の台紙ではなく、出席者の名札を購入したものである。なお、昨年度の名札で足りないものを追加購入したものである。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
83	㊦		ウ 【私的なお茶の購入】 平成25年7月11日に伊右衛門2本(290円)、同年8月30日に伊右衛門3本(444円)が購入され、同年7月2日お茶2本が購入されているが、2名あるいは3名の少人数で会議をしたとは考えられず、私的なお茶の購入である。	1,109	ペットボトルに入ったお茶をコップに移し替えたものであり、会議用のお茶である。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
84	㊦		エ 【収入印紙の購入】 平成25年9月6日に200円の収入印紙が購入されているが、なぜ敬老会のために収入印紙が必要であるのか不明である。	200	自治会から受け取った助成金の領収証を発行するための収入印紙を購入したもので、3万円以上の受取書には、印紙が必要であると勘違いし領収証に貼付けたもの。	この支出については、敬老行事に係る助成金の領収証に貼付するための収入印紙の購入とされているところ、印紙税法基本通達別表第一第17号文書の23において、公益及び会員相互間の親睦等の非営利事業を目的とする人格のない社団が作成する受取書は営業に関しない受取書(印紙税非課税文書)に該当するとされていることから、印紙の貼付が不要な文書に貼付したことになるものですが、これは役員の勘違いから生じたミスであり、これを本件判断基準に照らせば、補助対象経費としてやむを得ないものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0